

# 東京都消費生活条例施行規則の改正について

答申

令和5年1月

第27次東京都消費生活対策審議会

## 目 次

1	東京都消費生活条例における不適正な取引行為	1
2	特定商取引に関する法律及び同施行規則の改正	1
3	民法の改正	4
4	法令改正に係る条例施行規則の条項	5
5	東京都消費生活条例施行規則の改正	6

### 付属資料

- 1 諮問文
- 2 第27次東京都消費生活対策審議会委員名簿

## 1 東京都消費生活条例における不適正な取引行為

東京都は、昭和 63 年度から不適正取引防止対策事業を開始し、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）及び東京都消費生活条例（平成 6 年条例第 110 号。以下「条例」という。）に基づき、不適正な取引行為を行う事業者への処分・指導を実施している。

消費者に対する事業者の不適正な取引行為には、いろいろな取引の場面で様々な態様があり、条例第 25 条第 1 項では、契約の勧誘から契約の履行に至るまでを 9 つの行為類型に分けて不適正な取引行為を掲げ、同条第 2 項では、事業者に対し、これらの不適正行為を行うことを禁止している。また、具体的な不適正な取引行為については、東京都消費生活条例施行規則（平成 6 年規則第 225 号。以下「条例施行規則」という。）第 5 条の 2 から第 12 条までの規定により 55 の具体的行為を定めている。

## 2 特商法及び同施行規則の改正

令和 3(2021)年 6 月 9 日に「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が国会で可決成立、同月 16 日に公布された。これを受け、令和 4(2022)年 1 月 4 日に「特定商取引に関する法律施行規則（以下「特商法施行規則」という。）の一部を改正する命令」が公布され、同年 6 月 1 日から改正特商法及び特商法施行規則が施行された。

上記の改正で条例の内容に関わる条項は以下のとおりである。

【特商法】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(訪問販売における契約の申込みの撤回等)</p> <p>第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合(営業所役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。))若しくは販売業者若しくは役務提供契約を締結した場合を除く。)若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者(以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。)は、<u>書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</u>によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(訪問販売における契約の申込みの撤回等)</p> <p>第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合(営業所役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。))若しくは販売業者若しくは役務提供契約を締結した場合を除く。)若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者(以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。)は、<u>書面</u>によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

【特商法施行規則】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(通信販売における禁止行為)</p> <p>第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、<u>販売業者又は役務提供事業者が、電子契約（販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。）を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにしていないこととする。</u></p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(通信販売における禁止行為)</p> <p>第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約（販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいう。以下この号及び次号において同じ。）の申込みを受ける場合において、電子契約に係る電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。次号において同じ。）が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。</p> <p>二 販売業者又は役務提供事業者が、電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正できるようにしていないこと。</p> <p>三 販売業者又は役務提供事業者が、申込みの様式が印刷された書面により売買契約又は役務提供契約の申込みを受ける場合において、当該書面の送付が申込みとなることを、顧客が容易に認識できるように当該書面に表示していないこと。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

### 3 民法の改正

平成 29(2017)年 5 月 26 日「民法の一部を改正する法律」が国会で可決成立、同年 6 月 2 日に公布された。令和 2(2020)年 4 月 1 日から一部の規定を除き、改正民法が施行された。

上記の改正で条例の内容に関わる条項は以下のとおりである。

改正後の関連条文	改正前の関連条文
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(買主の追完請求権)            第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)            第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>(売主の瑕疵担保責任)            第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りではない。</p> <p>&lt;参考&gt;            (地上権等がある場合等における売主の担保責任)            第五百六十六条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。</p> <p>3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。</p>

#### 4 法令改正に関する条例施行規則の条項

上記2及び3の法令改正に関する条例施行規則の条項は以下のとおりである。

##### 第5条の3

三 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第16条第1項第1号に規定する電子契約（以下単に「電子契約」という。）の申込みの際し、当該電子契約に係る電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

##### 第8条

八 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。

##### 第11条

二 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくはサービスの使用若しくは利用をさせて、契約の成立又は存続を強要すること。

## 5 改正を行うべき事項

上記2及び3の法令改正の内容に基づき、以下のとおり条例施行規則を改正すべきである。

(1) 第5条の3第3号(条例第25条第1項第2号の不適正な取引行為)

特商法施行規則の改正において、第16条第1号から第3号までが削除されたことに伴い、現行条文中当該規則を引用している部分の規定整備を行う。

(2) 第8条第8号(条例第25条第1項第5号の不適正な取引行為)

現行の条文中「契約の目的物の瑕疵」は「契約不適合」と同等であるところ、民法改正において、契約不適合は債務不履行の一態様として整理された。また、修補責任については、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完等を行う責任まで含む内容に改められた。これらの改正内容に対応している箇所の規定整備を行う。

(3) 第11条第2号(条例第25条第1項第8号の不適正な取引行為)

特商法の改正において、「書面」が「書面又は電磁的記録」に改正されたことに伴い、現行条文中この改正内容に対応している箇所の規定整備を行う。

## 付 属 資 料

- 1 諮問文
- 2 第27次東京都消費生活対策審議会委員名簿

4 生消企第 580 号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第 4 5 条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問する。

令和 5 年 1 月 3 1 日

東京都知事 小池 百合子

記

東京都消費生活条例施行規則の改正について

## 諮 問 事 項

### 「東京都消費生活条例施行規則の改正について」

#### 諮 問 の 趣 旨

東京都は、昭和 63 年度から不適正取引防止対策事業を開始し、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）及び東京都消費生活条例（平成 6 年条例第 110 号。以下「条例」という。）に基づき、不適正な取引行為を行う事業者への処分・指導を実施している。

不適正な取引行為については、条例で 9 つの行為類型を掲げ、それらの類型に該当する具体的な行為については、東京都消費生活条例施行規則（平成 6 年規則第 225 号。以下「条例施行規則」という。）で定めている。

先に行われた特商法及び同施行規則の改正並びに民法の改正に伴い、条例施行規則の規定を見直す必要があることから、同規則の改正について諮問するものである。

## 第27次東京都消費生活対策審議会委員名簿

令和5年1月31日現在

	氏 名	現 職	
委員	アオヤギ 有希子	東京都議会議員	
	石 島 秀 起	東京都議会議員	
	石 戸 谷 豊	弁護士	
	沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	小 野 由 美 子	東京家政学院大学現代生活学部准教授	
	柿 野 成 美	法政大学大学院政策創造研究科准教授 公益財団法人消費者教育支援センター 理事 首席主任研究員	
	会長	鹿 野 菜 穂 子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
		か ま た 悦 子	東京都議会議員
		川 地 宏 行	明治大学法学部専任教授
		北 村 光 司	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員
		小 浦 道 子	東京消費者団体連絡センター事務局長
		坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事
		末 吉 里 花	一般社団法人エシカル協会代表理事
		関 和 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
平 けいしょう		東京都議会議員	
角 田 真 理 子		明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授	
坪 田 郁 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事		
湊 元 良 明	東京商工会議所理事・事務局長		
原 田 由 里	一般社団法人ECネットワーク理事		
会長代理	平 澤 慎 一	弁護士	
	平 野 祐 子	主婦連合会副会長	
	牧 野 剛	日本チェーンストア協会専務理事	
	松 谷 茂	一般財団法人東京私立中学高等学校協会総務部長	
	宮 瀬 英 治	東京都議会議員	
	吉 田 寿 美	東京都公立高等学校長協会副会長	
	専門員	岡 崎 竜 子	東京都金融広報委員会事務局長
藤 沢 行 男		東京都民生児童委員連合会常任協議員	
山 浦 拓 也		公益財団法人東京都私学財団事務局長	
五十嵐 ちづ子		多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク事務局長	
中 島 弘 陽		立川市市民生活部生活安全課長	